



平成 22 年 年頭所感

特許庁長官 細野 哲弘

平成 22 年の新春を迎え、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

本年は、我が国において産業財産権制度が確立されて 125 年の節目にあたります。その間、我が国は二度の戦争と戦後の復興、高度経済成長とバブル経済の崩壊など、激動の時代を経験してきました。このような中、我が国が世界第二位の経済大国に至るまでの発展を支えたのが、ものづくりを得意とする日本人の技術力であることには疑念の余地がありません。特許をはじめとする知的財産制度はこうした日本人の技術力を支え、経済成長に貢献をしてきました。

近年、知的財産をめぐる状況は著しく変化しました。例えば、企業活動のグローバル化に伴い世界中で特許の国際出願が爆発的に増え、この 10 年で 60% 以上も増加しました。また、技術の高度化・複雑化が進んだ結果、一つの製品に用いられる特許の数が飛躍的に増加するとともに、競合企業とも特許のライセンス契約を結ぶなど、外部から技術を取り込み活用する、いわゆる「オープンイノベーション」が進展しました。このように、特許は国内に留まらずグローバルな保護が前提となっており、また、イノベーション促進のために保護のみならず活用が重要な時代となっています。

知的財産政策の中核を担う特許庁としては、上述の知的財産制度をめぐる変化に対応し、時代の要請にこたえる知的財産システムを構築するとともに、イノベーションの促進を通じた我が国の成長力強化のための取組を推進してまいります。

第一に、各国と協力して国際的な制度調和を進めるなど、知的財産権に係る制度整備を図り、企業等が海外における事業活動を円滑に展開できるようサポートを行ってまいります。

近年、複数の国で特許権を取得するニーズの高まりに伴い、同一内容の発明が各国特許庁に出願されており、各国特許庁の審査負担の増大や審査の遅延をもたらしています。この各国特許庁共通の課題を解決し、効率的な審査体制を構築するため、我が国は、一方の国で特許となった出願について他国でその審査結果を参照しながら早期審査を行う仕組みである「特許審査ハイウェイ (PPH)」を各国とともに進めております。昨年 11 月には、産業界ユーザーから待望されていた欧州特許庁との PPH 試行開始の合意に漕ぎつけ、これにより日米欧の三大特許庁間が PPH で結ばれることとなりました。昨年開催された G8 ラクイラサミットでも重要性が確認されるなど、各国における審査業務の負担を抑制しユーザーの海外での特許権取得を支援する PPH は、国際的なワークシェアリングを進めていく上で中心的な取組となっており、今後も枠組みの拡大や制度の利便性向上を目指してまいります。

加えて、我が国企業の産業財産権が各国において適切に保護されるためには、発展途上国における産業財産権制度の整備・拡充に向けた取組も重要であり、各途上国の制度・運用改善のニーズに合わせた専門家の派遣や、セミナー・ワークショップの開催等、アジア太平洋地域を中心とする途上国に対する支援を引き続き行ってまいります。また、かねてから模倣品等が問題となっている中国においては、日中特許庁長官会合等の開催を通じた協力関係構築や、産業界と政府の連携による関係機関への働きかけ等を通じて、引き続き知財保護強化に向けた制度整備、エンフォースメントの強化等を働きかけてまいります。

第二に、特許審査については、審査の迅速化・効率化を推進するとともに、出願人の多様なニーズに対応するための各種の取組を推進してまいります。

一昨年 10 月から試行を行ってまいりました「スーパー早期審査」については、昨年 10 月よりその対象範囲を拡大し、国内移行した国際出願 (DO 出願) を新たに加え、試行を継続することとしました。

さらに、昨年 11 月には、昨今ますます深刻化している地球温暖化対策に寄与する研究開発を促進すべく、環境に優しい「グリーン技術」の特許出願を早期審査の対象に加える試みを開始いたしました。今後も、早期審査制度を含め、出願人の皆様の利便性向上に努めてまいります。

第三に、イノベーションの裾野を広げ、地域経済の活性化に資する地域・中小企業等の幅広いユーザーへの支援策を展開してまいります。

これまで、特許庁職員が個々の中小企業を訪問し、知的財産制度や特許庁の実施している支援策の紹介等を行うなど、中小企業が経営に知財を取り込み活用できるよう、きめ細やかな支援策を展開してきました。また、審査請求料等手数料の減免制度を従来から行っているところですが、昨今の金融危機による不況の影響への緊急対策として、昨年 4 月からは審査請求料の納付を 1 年間繰延できる制度を導入しました。地域経済の活性化という観点からは、地域産品のブランドの確立と戦略的な活用を支援する地域団体商標制度の普及と活用促進を図り、地域が一体で取り組む知財を活用した地域振興をさらに推進してまいります。

今後も、これらの取組をさらに充実させ、地域・中小企業の抱える様々な課題を解決するとともに、経営における知財戦略に係る多様なニーズにこたえる施策を進めてまいります。

以上の取組を進めていくため、本年も知的財産行政に対する一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。私の新年のご挨拶とさせていただきます。